

平成29年6月30日
中部証券金融株式会社

会社清算に伴う残余財産の分配に関する税務上の取扱いについて
(個人株主の皆様へ)

当社は、平成29年6月26日開催の第84期定時株主総会において、関係官庁の認可等を前提として自主廃業し、平成29年9月30日をもって会社を解散することを決議したことに伴い、当社株式は平成29年7月27日をもって名古屋証券取引所において上場廃止となります。

上場廃止後、当社株式は、株式市場において売買することができなくなり、売却を希望される譲渡人様と買受を希望される譲受人様との間で売買する相対取引のみとなりますことから、会社清算に伴う残余財産の分配に関する税務上の取扱いについて、次のとおり、改めてお知らせいたします。

<会社清算に伴う残余財産の分配に関する税務上の取扱い>

- 当社の清算後、株主の皆様にお支払いする残余財産の分配金の大部分は税務上配当とみなされます。個人所得税との関係では配当は他の所得と合算して総合課税されますので、個人株主様で保有株式数が多い場合や他に高額な所得がある場合には、上場廃止前に売却した場合のキャピタルゲイン課税に比べて、残余財産の分配を受けた場合の課税額がかなり多くなる可能性があります。
- 個人株主の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、必要に応じて所轄税務署、証券会社または税理士にもご確認の上で、税務上の取扱いを踏まえて当社株式を継続保有されるかどうかをご検討いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

以 上